

第15回定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示事項

事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

株主総会参考書類

- ・ 「第2号議案 日産証券株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、「3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要 (3) 日産証券に関する事項の①最終事業年度に係る計算書類等の内容」

岡藤ホールディングス株式会社

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.okato-holdings.co.jp/ir/shareholder.html>) に掲載することにより株主の皆様提供しているものであります。

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2012年6月1日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
 ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
 ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役または当社の子会社の取締役の地位を喪失した場合、その喪失日より10日間に限り新株予約権の行使を可能とする。
 ④ 新株予約権の行使期間 2012年6月19日から2042年6月18日
 ⑤ 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	312個	普通株式31,200株	4名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—	—

2013年6月3日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
 ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
 ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役または当社の子会社の取締役の地位を喪失した場合、その喪失日より10日間に限り新株予約権の行使を可能とする。
 ④ 新株予約権の行使期間 2013年6月20日から2043年6月19日
 ⑤ 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	293個	普通株式29,300株	4名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—	—

2014年6月2日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役または当社の子会社の取締役の地位を喪失した場合、その喪失日より10日間に限り新株予約権の行使を可能とする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2014年6月19日から2044年6月18日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	317個	普通株式31,700株	4名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—	—

2015年6月1日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役または当社の子会社の取締役の地位を喪失した場合、その喪失日より10日間に限り新株予約権の行使を可能とする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2016年6月17日から2045年6月17日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	176個	普通株式17,600株	4名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—	—

2016年6月1日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役または当社の子会社の取締役の地位を喪失した場合、その喪失日より10日間に限り新株予約権の行使を可能とする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2017年6月17日から2046年6月17日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	299個	普通株式29,900株	4名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—	—

2019年6月3日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当社の取締役または当社の子会社の取締役の地位を喪失した場合、その喪失日より10日間に限り新株予約権の行使を可能とする。
- ④ 新株予約権の行使期間 2020年6月18日から2049年6月18日
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	489個	普通株式48,900株	4名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—	—

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針について、以下のとおり取締役会において決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- ① 毎月1回以上取締役会を開催し、経営に関する重要事項については、取締役会決議を要することとし、多面的な検討を経て迅速かつ慎重に決定・承認を行う。
- ② 社内規則に基づく職務権限および稟議手続き等の意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ③ コンプライアンス体制を確保するための体制および規定等の構築・整備を行う。
- ④ 取締役社長の直属に「内部監査室」を設置する。内部監査室はグループ各社における使用人の職務の執行について内部監査を担当するものとし、監査方針・監査計画を取締役社長および監査等委員会に提出し、監査結果を被監査部署の担当取締役および取締役社長、監査等委員会に報告する。
- ⑤ 内部通報制度を構築・整備する。
- ⑥ 金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。
また、コンプライアンス部および内部監査室を中心に、当該内部統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する体制を構築する。
- ⑦ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で組織的に対応し、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

- ① 社内規則に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
- ② 取締役または監査等委員会は、常時、これらの文書等を閲覧することができる。取締役または監査等委員会の命を受けた使用人についても同様とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ① 当社グループ企業における業務執行上のリスク管理についての基本方針・管理体制を社内規則で定め、その運用を図る。
- ② 必要に応じてリスクカテゴリーごとに規程等を制定し、研修の実施、社内マニュアルの作成・配布などを行う。
- ③ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、取締役は速やかに取締役会に報告する。
- ④ 新たに生じたリスクについては、その対応のため、取締役社長は対応責任者となる取締役を定め、対策会議を招集する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ① 業務分掌規程等の社内規則により各部門、各役職における権限と責任を明確化するとともに、社内規則に基づく意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ② その他、取締役は、内部統制制度、年度計画、予算・業績管理制度、月次・四半期業績、人事管理制度、社内規則等を整備・運用し、職務の執行が法令および定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保する。
- ③ 取締役会はその進捗状況を定期的に確認して改善を促すことができるよう、全社的な業務の

効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- ① 関係会社管理規程を整備・運用することにより、子会社が当社に対し協議すべき事項および報告すべき事項を明確にする。
- ② 前記(1)、(3)、(4)について、子会社においても整備・運用を推進する。
- ③ グループの経営に関する重要事項については、取締役会決議を要することとし、多面的な検討を経て慎重かつ迅速に決定・承認を行う。
- ④ 年度予算制度に基づき、目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保について

- ① 当社の監査等委員会が求めた場合には、業務分掌規程に基づき監査等委員会にその職務を補助すべき従業員を付属させることができる。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する人事異動、人事考課、懲戒等については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は業務執行禁止とし、監査等委員会の指示のみに基づき、監査等委員会の監査に関わる権限の行使を補助する。

(7) 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

- ① 法定の事項の他、当社および子会社に関する下記の事項については監査等委員会へ報告を行うこととする。
 - ア. 重要な会議で審議、報告された事項
 - イ. 内部監査室が実施した内部監査の結果についての事項
 - ウ. グループ経営上著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときはその事実、およびグループ役職員の違法、内部不正行為
 - エ. 内部通報制度による通報の状況
 - オ. 毎月の経営の状況および業務執行上重要な事項
 - カ. 子会社の監査役の活動状況
 - キ. その他、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項なお、監査等委員会への報告は常勤の監査等委員への報告をもってこれを行う。
- ② 監査等委員会は、必要に応じ当社および当社子会社の取締役および従業員を出席させ、報告・意見を聞くことができる。当該出席者は、監査等委員会に対し、監査等委員会の求めた事項について説明を行わなければならない。
- ③ 監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図る。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- ① 監査等委員の職務の遂行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務は、監査等委員会の意見を尊重して、適時適切に当社が負担する。
- ② 監査等委員会の職務遂行においては、各部署における従業員は監査等委員会の監査に協力しなければならない。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は毎月1回以上開催され、グループ経営に関する重要事項を決議しました。
- ② コンプライアンス体制およびリスク管理については、社内規程およびマニュアル等を運用するとともに、必要な見直しを行い、全役職員に対する研修を行いました。
- ③ 内部監査については、事前に取締役会で承認された監査方針・監査計画に基づいて、内部監査室による内部監査を実施し、その監査結果については被監査部署の担当取締役、取締役社長および監査等委員会に報告を行いました。
- ④ 社外の法律事務所を含め複数の通報窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用しております。
- ⑤ 財務報告に係る内部統制の有効性については、コンプライアンス部を中心に検証を行い、その結果を取締役に報告しました。
- ⑥ 反社会的勢力との関係遮断のため、顧客および取引先の審査を実施しました。
- ⑦ 業績管理については子会社を含めて日次管理および月次管理を行いました。
- ⑧ 監査等委員会への報告体制については、主に取締役会や重要な会議への出席を通じて法定事項および重要事項を報告しました。
- ⑨ 監査等委員会の監査については、内部監査室との連携および各部署の協力のもとに行われました。

連結株主資本等変動計算書

岡藤ホールディングス株式会社

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,507,483	110,181	△ 293,507	△ 89,397	3,234,760
当期変動額					
剰余金の配当			△ 32,174		△ 32,174
親会社株主に帰属する当期純利益			89,512		89,512
自己株式の取得				△ 12	△ 12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	57,338	△ 12	57,325
当期末残高	3,507,483	110,181	△ 236,168	△ 89,410	3,292,085

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	215,838	215,838	29,666	4,864	3,485,131
当期変動額					
剰余金の配当					△ 32,174
親会社株主に帰属する当期純利益					89,512
自己株式の取得					△ 12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 256,745	△ 256,745	9,857	△ 2,031	△ 248,919
当期変動額合計	△ 256,745	△ 256,745	9,857	△ 2,031	△ 191,594
当期末残高	△ 40,906	△ 40,906	39,524	2,833	3,293,536

連 結 注 記 表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）に基づくとともに、当企業集団の主たる事業である商品先物取引事業を営む会社に適用される「商品先物取引業統一経理基準」（平成 5 年 3 月 3 日付、旧（社）日本商品取引員協会理事会決議）に準拠して作成しております。また、有価証券関連業固有の事項のうち主なものについては、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

なお、連結計算書類の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数（4社）

連結子会社名	岡藤商事株式会社
	日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社
	三京証券株式会社
	岡藤日産証券プランニング株式会社

（2）非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

売買目的有価証券…… 時価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…… 移動平均法による原価法により評価しております。

② 保管有価証券……… 商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっております。

③ たな卸資産

商品……… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

④ デリバティブ……… 時価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における見込利用期間(5年)に基づいております。また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金及び特別法上の準備金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 委託者の債権や貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金…………… 取締役を支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 賞与引当金…………… 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 訴訟損失引当金…………… 現在係争中の損害賠償訴訟について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失見込額を計上しております。
- ⑤ 商品取引責任準備金… 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき同法施行規則第111条に定める額を計上しております。
- ⑥ 金融商品取引責任準備金… 証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ③ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。
- ④ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に表示しておりました「不動産収入」及び営業外費用の「その他」に表示しておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預金	500,000 千円
保管借入商品	562,300 千円
投資有価証券	168,014 千円
合 計	1,230,314 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	870,000 千円
合 計	870,000 千円

2. 担保等として差入れた有価証券の時価額（上記1. (1)を除く）

信用取引借入金本担保証券	90,660 千円
--------------	-----------

3. 担保等として差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 信用取引貸付金本担保証券	332,762 千円
(2) 受入保証金代用有価証券	340,001 千円
(再担保に供する旨の同意を得たものに限る)	

4. 有形固定資産の減価償却累計額 359,905 千円

5. コミットメントライン契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	200,000千円
借入実行残高	200,000千円
差 引 額	—

6. 特別法上の準備金

特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

商品取引責任準備金 商品先物取引法第221条

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式数の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	10,965,047株	—	—	10,965,047株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	240,293株	68株	—	240,361株

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式数の増加68株は、単元未満株式の買取りによる増加68株であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月22日 取締役会	普通株式	32,174千円	3.00円	2019年3月31日	2019年6月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 193,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、商品先物取引を中心として金融・投資サービス業を営んでおります。商品先物取引を行うため、商品先物取引法に定める商品取引所の会員資格及び取引参加資格を取得し、商品取引所に上場されている商品を対象に自己の計算において行う商品先物取引（自己ディーリング業務）を行っております。また、保有現物商品（貴金属商品等）の価格変動のリスクをヘッジする目的及び現物商品を取得するために利用しております。

資金調達については、銀行借入等により調達しております。

また、一部の連結子会社は、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である委託者未収金は、信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、投資信託及び商品ファンドであり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主として設備投資に係る資金調達であります。

一部の連結子会社では、株式関連のデリバティブ取引等をトレーディングポジションとして保有しております。当該金融商品は、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権については、当社グループの各営業部門及び営業管理部等が、取引先の状況を管理するとともに、債権の回収に努めております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、取引所取引及び格付けの高い金融機関との取引を行っております。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引のうち、当社の中核事業である商品先物取引につきましては「ディーリング業務規程」によりその実施基準を定め、売買規模が過大にならないように統制しております。取引の執行者は、事前に定めた者に限定されています。執行者及び担当部署全体の運用状況の管理も行い、取締役会等によりその内容が報告されております。その他の事業についても、運用方針に従い有価証券並びにデリバティブ取引等を行い、当社に取引の状況を定期的に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、緊急時に備えた一定水準の借入枠を確保すること等によって手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,416,735	2,416,735	—
(2) 委託者未収金	65,091	65,091	—
(3) 保管借入商品	562,300	562,300	—
(4) 保管有価証券	2,705,332	4,087,796	1,382,464
(5) 差入保証金	9,901,069	9,901,069	—
(6) 信用取引貸付金	184,985	184,985	—
(7) 顧客分別金信託	280,000	280,000	—
(8) 預託金	169,032	169,032	—
(9) 委託者先物取引差金	1,439,322	1,439,322	—
(10) 貸付商品	9,727,790	9,727,790	—
(11) 投資有価証券	467,248	467,248	—
(12) 破産更生債権等 貸倒引当金(*)	170,658 △169,990		
	667	666	△1
資産計	27,919,573	29,302,037	1,382,463
(13) 短期借入金	870,000	870,000	—
(14) 借入商品	562,300	562,300	—
(15) 預り商品	10,044,398	10,044,398	—
(16) 預り証拠金	8,459,582	8,459,582	—
(17) 預り証拠金代用有価証券	2,705,332	4,087,796	1,382,464
(18) 受入保証金	3,310,506	3,310,506	—
(19) 信用取引借入金	145,219	145,219	—
(20) 未払金	46,389	46,389	—
(21) 未払消費税等	50,784	50,784	—
負債計	26,194,513	27,576,978	1,382,464
(22) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

(1)現金及び預金、(2)委託者未収金、(3)保管借入商品、(5)差入保証金、(6)信用取引貸付金、(7)顧客分別金信託、(8)預託金、(9)委託者先物取引差金、(10)貸付商品

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)保管有価証券、(11)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(12)破産更生債権等

これらの時価について、担保又は保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

(13)短期借入金、(14)借入商品、(15)預り商品、(16)預り証拠金、(18)受入保証金、(19)信用取引借入金、(20)未払金、(21)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(17)預り証拠金代用有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(22)デリバティブ取引

これらの時価は、取引所の最終価格によっております。

(商品先物取引)

(単位：千円)

	契約額等	時 価	評価損益
売 建	679,054	627,208	51,846
買 建	558,806	498,756	△60,050
差 引	—	—	△8,203

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	231,074
長期差入保証金	605,251

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、非上場株式については「(11)投資有価証券」には含めておらず、長期差入保証金につきましては、上記の表から除外しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、奈良県において、賃貸用住宅（土地を含む。）を有しております。

2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,200千円（不動産収入に計上）であります。

また、一部の連結子会社において、賃借しているビルの一部フロアを当社グループ外のテナントに転貸しております。

2020年3月期における当該転貸不動産に関する賃貸損益は6,600千円（不動産収入に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
32,718	35,922

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 連結決算日における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 303円14銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 8円34銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

当社と日産証券株式会社との株式交換による経営統合及び株式交換契約の締結並びに商号変更、定款の一部変更及び親会社の異動について

当社は、2019年2月13日付「当社と日産証券株式会社の経営統合に関する基本合意書の締結」にてお知らせしましたとおり、日産証券株式会社（以下「日産証券」といいます。）との経営統合に向けて基本合意書を締結し、その具体的な検討・協議を進めてまいりましたが、2020年5月15日開催の各社の取締役会において、当社及び日産証券が商品先物取引事業及び金融商品取引事業に関する緊密な提携を行うことにより企業価値を最大化することを目的として、株式交換による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことをそれぞれ決議し、その旨の経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結いたしました。

本経営統合契約に伴い、当社と日産証券は、2020年5月15日開催の各社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、日産証券を株式交換完全子会社とし、2020年10月1日を効力発生日として、株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換については、両社における株主総会の承認などを前提としております。

なお、本株式交換を実施した場合にも、当社株式は引き続き株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ市場に上場を維持される予定であります。これについて、東京証券取引所の上場廃止基準（JASDAQ市場）に基づき「合併等による実質的存続性に係る猶予期間入り銘柄」となる可能性があります。

東京証券取引所より「合併等による実質的存続性に係る猶予期間入り銘柄」の指定を受けた場合においても、当社株式の上場は引き続き維持されますが、当社は猶予期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合していると判断されるよう最善を尽くしてまいります。

併せて、当社は、本株式交換の効力が発生することを条件として、商号変更および当社発行可能株式総数を変更する内容とする定款変更（以下「本定款変更」といいます。）に係る議案を定時株主総会に付議することを予定しております。

また、本株式交換により、当社の親会社に異動が生じることが見込まれます。

1. 本株式交換による本経営統合の目的

当社は、岡藤商事株式会社（現・連結子会社、以下「岡藤商事」といいます。）が、株式移転の方法により、同社の完全親会社として設立し、2005年4月にジャスダック証券取引所（大阪証券取引所との合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（現・東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）））に株式を上場いたしました。

近年、世界のマネーマーケットが拡大する中、お客様の資産運用ニーズはますます多様化しております。こうした中、当社グループは商品取引関連事業、有価証券関連事業及びくりっく関連事業を融合し、総合金融会社を目指しております。

他方で、日産証券は、1948年の創業以来、「顧客本位」と「地域密着」を経営方針とし、金融商品取引業者及び商品先物取引業者として、金融情勢及び顧客の投資ニーズに対して迅速かつ適切に対応すべく、M&Aによる業容の拡大、地域補完を行ってまいりました。

異業種を母体とする証券会社の参入等による競争激化やマーケット動向を含む商品先物取引業界や金融商品取引業界を取り巻く環境の変化を背景に、当社と日産証券は両社の企業価値を向上すべく、2018年5月21日付「日産証券株式会社との資本業務提携、第三者割当により発行される新株式の発行及び自己株式の処分並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、日産証券が当社の新株式及び自己株式を第三者割当の方法により引受けることによる資本業務提携を実施いたしました。また、当社は、2018年7月に日産証券の関連会社である日産証券プランニング株式会社（現・岡藤日産証券プランニング株式会社）に出資し、法人事業の協業を進めるほか、2019年2月8日付「顧客移管（トランスファー）に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社の連結子会社である岡藤商事の主たる事業である商品先物取引事業のうち、インターネット取引について日産証券に顧客移管（トランスファー）を実施しております。

このほか、本株式交換に先立ち、2019年7月26日付「当社と日産証券株式会社の経営統合に向けた資本提携に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社はユニコムグループホールディングス株式会社（以下「ユニコムGHD」といいます。）から、日産証券の普通株式200,000株を譲り受けることで、資本提携を実施するなど、資本業務提携を促進させてきました。

しかしながら、当社及び日産証券は、より混迷の度合いが深まるであろう商品先物取引業界や金融商品取引業界のなかで生き残っていくためには、それぞれが個々に対応するよりも、一つのグループとして対応するほうが収益の向上および業務効率の向上といったメリットを最大限に享受することができるのではないかと判断し、経営統合を検討してまいりました。

当社及び日産証券は複数回にわたり、業界環境や両社の在り方について真摯に協議を重ね、その結果、本経営統合を選択することが商品先物取引業界や金融商品取引業界を取り巻く厳しい事業環境下において、両社の企業価値を最大化する最良の方法であるとの判断に至りました。なお、現在猛威を振るっております新型コロナウイルスにより、世界的に経済動向の不透明感が増しておりますが、収束後の厳しい経済情勢に対応するためには、両社のシナジー効果を発揮することが最良と考え、この時期に本経営統合を実施する結論に至りました。当社及び日産証券は、本経営統合により、両社で力を合わせてこの難局を乗り越えてまいります。

両社間の協議において、複数の統合手法が検討されましたが、両社を取り巻く取引先等の関係維持などの事業環境に鑑み、両社の法人格を維持しつつ経営統合を可能とする株式交換の手法により経営統合を行うことを決定し、本株式交換契約並びに本経営統合契約を締結致しました。なお、本経営統合契約に基づき、「3. 本経営統合後の新会社における経営体制 (2) 当社の役員構成」に記載のとおり新たな経営体制にて本経営統合後の新会社を運営する予定であります。

本株式交換による本経営統合は、さらに両社の協業関係を進化させ、強固な経営基盤を確保することとともに、商品先物取引業界及び金融商品取引業界での確固たる地位を確保し、より競争力の高い総合金融グループの構築を推進することを目的としたものです。

今後は本株式交換により両社の経営資源を一層友好的かつ、効率的に活用することでシナジー効果の最大

化を実現し、お客様及び株主の皆さまのご期待に応じてまいります。

2. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）

(1) 本株式交換の方式

両社の株主総会において本経営統合に必要な事項の承認が得られることを前提として、本株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、日産証券を株式交換完全子会社とする株式交換を行うとともに、当社は岡藤日産証券ホールディングス株式会社に商号変更いたします。

本経営統合の日程は、以下の通りです。

株式交換契約承認取締役会決議日（両社）	2020年5月15日
契約締結日（両社）	2020年5月15日
株式交換承認株主総会（日産証券）	2020年6月19日（予定）
株式交換承認株主総会（当社）	2020年6月26日（予定）
株式交換実施予定日（効力発生日）	2020年10月1日（予定）

なお、上記日程は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容（株式交換比率）

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	日産証券 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	5.65
本株式交換により交付する株式	普通株式：46,104,000株（予定）	

(注) 1. 本株式交換に係る割当ての詳細

日産証券の普通株式1株に対して、当社の株式5.65株を割当て交付いたします。但し、当社が保有している200,000株については割当て交付いたしません。

本株式交換に伴い、日産証券の株主に交付される当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。

2. 本株式交換により発行する当社の新株式数（予定）

普通株式：46,104,000株

なお、日産証券は、本株式交換の効力発生の直前の時点（以下「基準時」といいます。）において日産証券が保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取によって日産証券が取得する自己株式を含みます。）の全部を基準時において消却することを予定しているため、実際に当社が交付する上記株式数は修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満株式）を保有することになる日産証券の株主様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対しその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(3) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換に際して、日産証券が発行している各種新株予約権については、当該新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえ、基準時における各新株予約権者に対し、その所有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

なお、日産証券は新株予約権付社債の発行はしておりません。

3. 本経営統合後の新会社における経営体制

(1) 商号

岡藤日産証券ホールディングス株式会社

(英文名称 Okato Nissan Securities Holdings, Inc.)

(2) 当社の役員構成

本株式交換の効力発生を前提に、当社取締役であり、日産証券の代表取締役である二家英彰氏を代表取締役として選定する予定であります。なお、経営統合後の役員構成は、次のとおりとすることを予定しております。

代表取締役	小崎 隆司
代表取締役	二家 英彰
取締役	杉本 卓士
取締役	増田 潤治
取締役	小森 繁帆
取締役	青山 秀世 (新任)
取締役	松田 勇次 (新任)
取締役	近藤 竜夫 (新任)
取締役 (監査等委員)	澤田 純
取締役 (監査等委員)	野田 扇三郎
取締役 (監査等委員)	門間 大吉 (新任)

なお、上記就任予定者については、今後の検討の結果、追加又は変更する可能性があります。

(3) その他

その他の本経営統合後の経営体制に係る事項については、現段階では未定であり、引き続き当社及び日産証券の間で協議の上、本経営統合の実行時まで確定したものについては確定次第、速やかにお知らせ致します。

4. 本株式交換の当事会社の概要

(1) 商号	日産証券株式会社	
(2) 事業内容	第一種及び第二種金融商品取引業、 商品先物取引業 他	
(3) 設立年月日	1948年1月13日	
(4) 本店所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 二家 英彰	
(6) 資本金の額	1,500百万円 (2020年3月31日現在)	
(7) 発行済株式数	8,993,524株 (2020年3月31日現在)	
(8) 事業年度の末日	3月31日	
(9) 従業員数	280名(単体) (2020年3月31日現在)	
(10) 主要取引銀行	みずほ銀行 日証金信託銀行	
(11) 大株主及び議決権比率	ユニコムグループホールディングス(株)	96.89%
	岡藤ホールディングス(株)	2.39%
	(株)トレードワークス	0.72%
	(2020年3月31日現在)	

5. 本株式交換に伴う会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における逆取得に該当し、日産証券を取得企業、当社を被取得企業としてパーチェス法が適用される見込みであります。なお、本株式交換に伴い、2021年3月期第3四半期において当社の連結財務諸表上のれん（又は負のれん）が発生する見込みですが、その金額は現時点では未定です。

6. 本定款変更（商号変更等）について

(1) 定款変更の理由

本経営統合に伴い、当社の現行定款第1条（商号）及び第6条（発行可能株式総数）の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本株式交換の効力発生を条件として、その効力発生日である2020年10月1日に効力を生じる旨の附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条（商号） 当社は、岡藤ホールディングス株式会社と称し、英文では Okato Holdings, Inc. と表示する。	第1条（商号） 当社は、岡藤日産証券ホールディングス株式会社と称し、英文では Okato <u>Nissan Securities Holdings, Inc.</u> と表示する。
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,700万株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,000万株</u> とする。
附則 第1条（条文省略）	附則 第1条（条文省略） <u>第2条 第1条（商号）および第6条（発行可能株式総数）の規定の変更は、当社と日産証券株式会社の間で締結した2020年5月15日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生することを条件として、その効力発生日からその効力を生じる。なお、本附則は、当該効力発生日後にこれを削除する。</u>

(3) 定款変更の日程

前記「(1) 定款変更の理由」をご参照ください。

7. 主要株主である筆頭株主及び親会社の異動

(1) 異動が生じる経緯

本株式交換により、その効力発生日をもってユニコムGHDは当社の普通株式45,765,000株を新たに取得することになります。その結果、当社の普通株式数の発行済株式総数（57,069,047株）に対する割合は、80.19%となり、当社はユニコムGHDの連結子会社になります。

(2) 異動する株主（会社）の概要

① 新たに主要株主である筆頭株主及び親会社となる株主

(1) 商号	ユニコムグループホールディングス株式会社		
(2) 所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 38 番 11 号		
(3) 代表者氏名・役職	代表取締役 二家 純子		
(4) 事業内容	持株会社		
(5) 資本金	90 百万円 (2020 年 3 月 31 日現在)		
(6) 設立年月日	1958 年 9 月 18 日		
(7) 大株主及び議決権比率	二家 英彰 25.02% 二家 純子 24.98% 二家 嘉則 24.98% 三島麻里奈 24.98% (2020 年 3 月 31 日現在)		
(8) 当社との関係等	資本関係	当該会社の子会社である日産証券が当社の株式 2,000 千株(18.65%)を保有しております。	
	人的関係	当該会社の大株主であり、当該会社の子会社である日産証券の代表取締役である二家英彰氏が当社の取締役を兼務しております。	
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。	
	関連当事者への該当状況	当該会社の大株主であり、当該会社の子会社である日産証券の代表取締役である二家英彰氏が当社の取締役を兼務しておりますため、当社の関連当事者に該当します。	
(9) 最近 3 年間の経常成績及び財務状況 (単位: 百万円)			
決 算 期	ユニコムグループホールディングス株式会社		
	2018 年 3 月期	2019 年 3 月期	2020 年 3 月期
純 資 産	12,974	12,769	12,769
総 資 産	14,817	14,484	13,761
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	648,078.53	637,841.74	637,818.66
営 業 収 益	333	409	326
営 業 損 失 (△)	△134	△82	△92
経常利益又は経常損失(△)	23	△45	△65
当期純利益又は当期純損失(△)	25	△204	△0
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	1,283.60	△10,236.78	△23.08
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	0.00	0.00	—

② 新たに主要株主でなくなるもの

日産証券株式会社

(3) 異動前後における当該株主等の所有株式数及び議決権の数並びに総株主の議決権の数に対する割合

① ユニコムグループホールディングス株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2020年3月31日現在)	—	—	—
異動後	457,650個 (45,765,000株)	83.47%	第1位

② 日産証券株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2020年3月31日現在)	20,000個 (2,000,000株)	18.65%	第1位
異動後	—	—	—

日産証券は、本株式交換により株式交換完全子会社となります。この当社の普通株式については、子会社の有する親会社株式となるため、本株式交換の効力発生日以降、当社への現物分配による方法も含めて会社法の規定に従い相当の時期に処分する予定です。

(4) 異動予定年月日

2020年10月1日

株主資本等変動計算書

(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)

岡藤ホールディングス株式会社

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,507,483	7,483	290,294	297,778	14,489	2,036,058	2,050,547
当期変動額							
剰余金の配当				—		△32,174	△32,174
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				—	3,217	△3,217	—
当期純損失(△)				—		△2,308,813	△2,308,813
自己株式の取得				—			—
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	3,217	△2,344,205	△2,340,988
当期末残高	3,507,483	7,483	290,294	297,778	17,706	△308,147	△290,440

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△82,908	5,772,900	33,926	29,666	5,836,493
当期変動額					
剰余金の配当		△32,174			△32,174
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立		—			—
当期純損失(△)		△2,308,813			△2,308,813
自己株式の取得	△12	△12			△12
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)			△49,812	9,857	△39,954
当期変動額合計	△12	△2,341,001	△49,812	9,857	△2,380,955
当期末残高	△82,921	3,431,899	△15,885	39,524	3,455,537

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づいて作成しております。
なお、計算書類の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式…………… 移動平均法による原価法により評価しております。
- (2) その他有価証券…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産…………… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金…………… 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	168,014千円
--------	-----------

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
合 計	200,000千円

2. コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社りそな銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	200,000千円
借入実行残高	200,000千円
差 引 額	—

3. 保証債務

以下の関係会社について、次のとおり債務保証を行っております。

被 保 証 者	保 証 債 務 の 内 容
日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社	建物賃貸借契約に係る連帯保証
三京証券株式会社	取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引に関して発生する全ての債務に対する連帯保証

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,166千円
短期金銭債務	429,075千円

5. 有形固定資産の減価償却累計額

130千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	354,500千円
営業費用	72,088千円
特別利益	371,000千円
特別損失	50,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	増 加	減 少	当 事 業 年 度 末
普通株式	240,293株	68株	—	240,361株

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式数の増加68株は、単元未満株式の買取りによる増加68株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	455千円
未払金	274千円
関係会社株式評価損	3,604,347千円
賞与引当金	778千円
繰越欠損金	804,133千円
新株予約権	12,102千円
その他	4,864千円
繰延税金資産小計	4,426,955千円
評価性引当額	△4,426,955千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	岡藤商事株式会社	直接100%	兼任5名	経営指導に関する契約等を締結	子会社に対する債務	—	未払金	373,492
					経営指導料収入	118,284	—	—
					業務委託手数料	72,000	—	—
					債務免除益	371,000	—	—
					金融機関からの借入金に対する資産の担保提供(注1)	200,000	—	—
子会社	日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社	直接100%	兼任3名	経営指導に関する契約等を締結	経営指導料収入	223,716	—	—
					子会社支援損	50,000	—	—

(注) 1. 金融機関からの借入金に対して、岡藤商事株式会社が所有する定期預金の担保提供を受けております。

なお、担保提供料は支払っておりません。また、取引金額は当事業年度末の債務残高であります。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針

上記各社との取引金額については、業務内容を勘案し、協議の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 318円51銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 215円28銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に記載しているため、注記を省略しております。

「第2号議案 日産証券株式会社との株式交換契約承認の件」のうち、「3. 会社法施行規則第193条に定める内容の概要 (3) 日産証券に関する事項の①最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦に起因する世界経済の成長鈍化懸念や令和元年10月の消費税増税の影響もあり停滞しました。また、2月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による世界経済の景気後退リスクが懸念される状況となりました。

このような経済環境の中、当事業年度における国内株式市場は、4月1日の日経平均株価終値21,509円03銭から4月25日に22,307円58銭まで上昇しましたが、その後は米中貿易摩擦の激化などで下押し圧力が強まり、8月26日には20,261円04銭まで下落しました。9月に入ると世界的な金融緩和や米国株の上昇を背景に上昇に転じ、12月17日に24,066円12銭まで上昇しました。その後は1月末からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による世界経済の悪化見通しが強まり下落に転じ、当事業年度末は18,917円01銭で取引を終えました。

また、当事業年度における国内商品先物市場は、貴金属は、米国や中国の好調な経済指標を背景に、世界経済の先行き見通しに悲観的な見方が後退したことや5月の米連邦公開市場委員会（FOMC）で金利の据え置きが決定し利下げ観測が後退したことから乱調な推移となりました。しかし6月に入ると米中貿易摩擦長期化懸念や米国の雇用統計が市場予想の下限を下回るなど、鈍化傾向を見せたことから急伸場面となりました。その後米連邦準備制度理事会（FRB）が年内利下げを視野に入れる方針を示唆したことから急伸場面となりました。また、新興国を中心に複数の中央銀行が利下げを発表したことや米国の利下げ継続見通しが支援要因となり上昇しました。その後は良好な米国指標に上値を抑えられつつレンジ相場にて推移しておりましたがFRBが12月のFOMCにて今後の金融政策について利上げに消極的な姿勢を示したことから5,300円台を回復しました。年明け以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、リスク回避の動きから上場来高値を更新しましたが、3月の世界同時株安の影響から手元資金調達のために金市場でも売りが殺到し、下落に転じたもののFRBによる緊急利上げにより5,700円台まで回復するなど乱高下する展開となりました。

原油は、米国による経済制裁の影響で原油供給が一段と減少するとの見通しや、リビアの情勢不安などを背景とした供給不安から堅調なスタートとなりました。その後の欧米経済指標の鈍化を受けて世界的な景気後退懸念が強まり、エネルギー需要の先行きに悪影響をもたらすとの思惑から急落、各国の株式市場が下落したことも圧迫要因となりました。中東を中心とした産油国の情勢と、米中貿易摩擦を背景とした需要の減少見通しの強弱材料の綱引きの後、年末に石油輸出国機構（OPEC）総会と非加盟国を含めたOPECプラス会合にて減産幅を拡大したことから上値を迫る展開となりました。年明け以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による石油需要減少懸念に対してOPEC

を中心とした産油国が協調減産幅の拡大を行い相場を下支えすることを期待した動きや、FRBが緊急利下げに踏み切ったことは支援要因となりましたが相場を押し上げるまでには至らず、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を見てリスクオフの動きが強まりました。また、OPEC加盟国と非加盟国の協調減産が3月で終了し、主要産油国による価格競争が激化すると懸念から一時20ドルを割れる18年ぶりの安値更新する値段をつけて取引を終えました。

東京商品取引所における出来高は21,423千枚となり、前期比で101.6%となりました。

このような環境の中、当事業年度における当社の経営成績は、営業収益が55億23百万円（前期比104.7%）、純営業収益が54億59百万円（同104.4%）となりました。

また、販売費・一般管理費は52億19百万円（同98.3%）となり、営業利益が2億40百万円（前事業年度実績 営業損失84百万円）、経常利益が3億89百万円（同752.7%）、当期純利益が1億88百万円（同122.9%）となりました。

なお、主な内訳は以下のとおりです。

（受入手数料）

当事業年度の株式委託売買代金は、1,943億36百万円（前期比94.3%）、証券先物・オプション取引契約金額が92兆820億17百万円（同141.9%）となりました。この結果、当事業年度の委託手数料は14億75百万円（同102.6%）となりました。

また、投資信託募集取扱高は、37億79百万円（同101.6%）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料が68百万円（同73.4%）となりました。

その他受入手数料は1億83百万円（同92.6%）となり、受入手数料の合計は17億27百万円（同99.9%）となりました。

（受取手数料）

当事業年度の商品先物取引委託売買高は431万5千枚（前期比69.6%）となり、受取手数料は31億19百万円（同109.5%）となりました。

（トレーディング損益）

当事業年度のトレーディング損益は5億90百万円（前期比98.1%）となりました。

（金融収支）

当事業年度の金融収益は86百万円（前期比93.5%）、金融費用は64百万円（同136.5%）となったことから、金融収支は22百万円（同48.7%）となりました。

（販売費・一般管理費）

当事業年度の販売費・一般管理費は、情報処理端末入替による購入に伴う事務用品費の増加及び裁判和解金の支払に伴う商品先物取引事故損失の増加の影響がある一方で、取引量減少に伴う取引所費用の減少及び社員数の減少に伴う人件費の減少等の影響により、52億19百万円（前期比98.3%）となりました。

（営業外収益）

当事業年度の営業外収益は、受取配当金1億21百万円等により、1億49百万円（前期比80.9%）となりました。

(特別利益)

当事業年度の特別利益は、投資有価証券売却益31百万円等により、43百万円（前期比17.4%）となりました。

(特別損失)

当事業年度の特別損失は、金融商品取引責任準備金繰入41百万円、固定資産除却損50百万円、特別退職金40百万円、支店移転費用7百万円等により、1億39百万円（前期比214.1%）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において、実施した設備投資の総額は1億62百万円であり、主にTFX取引所システム変更対応に係る設備投資67百万円、TFX取次者向け機能開発に係る設備投資44百万円、その他ソフトウェアの開発及び購入34百万円を行いました。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持ち分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 72 期 (H28. 4～29. 3)	第 73 期 (H29. 4～30. 3)	第 74 期(当期) (H30. 4～31. 3)	第 75 期(当期) (H31. 4～R2. 3)
営業収益（千円）	5,645,251	6,393,079	5,271,735	5,523,717
純営業収益（千円）	5,591,762	6,341,342	5,224,494	5,459,191
経常利益（千円）	269,765	297,334	51,691	389,112
当期純利益（千円）	311,091	332,529	153,192	188,283
1株当たり当期純利益（円）	37.21	39.77	18.32	22.52
総資産額（千円）	36,091,343	36,535,824	33,877,826	39,213,444
純資産額（千円）	8,538,603	9,212,438	9,083,136	9,075,554
1株当たり純資産（円）	1,021.36	1,101.96	1086.50	1085.59

(注) 1. 1株当たりの当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する議決権比率	当社との関係
ユニコムグループホールディングス株式会社	90百万円	96.89%	本社オフィスの賃貸借 自己売買取引の受託

親会社であるユニコムグループホールディングス株式会社との本社オフィスの賃貸借取引に当たっては近隣の取引価格を参考にし同等の価格によること、また、自己売買取引の受託取引に当たっては他の委託者と同水準の条件で行うことに留意しております。

当社取締役会は同社との取引の内容が公正な価格で行われており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 金融商品取引部門と商品先物取引部門を両輪とし、相場動向に左右されない強固な収益基盤の構築を図ってまいります。各営業部門における課題認識は以下のとおりです。

イ. 証券対面取引部門

顧客層の高齢化が進んでいることから、引き続き、新規口座開拓の推進及び預り資産の拡充を重点課題としております。そのため、営業員の金融商品に対する知識の向上、コンプライアンスやリスク管理に関する各種ルール（趣旨を含む）の周知徹底、若手営業員の育成強化及び抜擢人事の推進を図ってまいります。さらに、営業員の提案能力をより一層向上させ、日本株に過度に依存しない「長期かつ資産分散型投資」の提案により、新たな顧客層の開拓とスリープ顧客の活性化を目指してまいります。また、取引の利便性向上のためのインターネット取引の併用によるサービス提供についても、さらなる推進を図ってまいります。金融商品仲介業者を介した取引については、営業員管理や顧客管理等について、業者に依存するのではなく、自社の基準に照らした管理、監視体制を整備し、リスク管理強化に努めてまいります。

ロ. 法人取引部門

海外法人からの受注にあたっては、発注制限の管理、異常注文の検知及び抑止、相手先の信用状況の適時適切な把握が必須であり、今後もリスク管理態勢の維持及びさらなる向上に努めてまいります。

ハ. ウェブトレード部門

オンライントレードの取扱商品の充実化により他社サービスとの差別化を図って参ります。取引ツールのワンプラットフォーム化による顧客の利便性の向上に努め、新規顧客の開拓と定着率向上に努めてまいります。また、システム障害時の適時適切な対応、外部委託先管理に注力し、お客様が安心してお取引いただける環境整備に努めてまいります。

ニ. 商品先物対面取引部門

商品先物対面取引部門と証券対面取引部門の組織は完全に区分してしております。商品先物対面取引部門の営業員は勧誘時においては、商品先物取引の勧誘であることを明確にし、お客様から金融商品取引の勧誘と混同されることのないよう特に留意しております。ハイリスク、ハイリターン取引であることから、無担保未収金や訴訟リスクがあり、適時適切なリスク管理体制の整備に注力してまいります。また、エリア営業支援・管理システムの運用体制の更なる強化による営業効率のより一層の向上、金融・投資セミナーの定期的開催による顧客基盤の裾野拡大、営業員に対するコンプライアンス遵守のさらなる徹底、金融全般に係る知識の向上、提案力等のスキルアップに努めてまいります。

② コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢のさらなる強化

当社では、金融商品取引業者及び商品先物取引業者としての信頼の維持・向上に努め、お客様を始めとするステークホルダーからの安心と信頼を得るため、引き続き、コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢の維持・向上は経営上の重要な課題であると認識し

ており、今後もより一層の強化を図ってまいります。

コンプライアンスについては、より専門的な知識及び経験が要求されるという観点から、金融商品取引を担う部門と商品先物取引担う部門に区分し、それぞれの部門が適切かつ綿密に業務を行う組織体制を継続してまいります。一方で、全社包括的かつ横断的の観点からコンプライアンスの現状把握及び評価、コンプライアンスに関する未然防止策、再発防止策の検討及び立案、その他コンプライアンス施策の検討等を行う必要があり、これらを担う組織体としてコンプライアンス委員会を引き続き活用してまいります。また全従業員を対象とした研修を実施することで、コンプライアンスに対する従業員一人一人の意識の醸成を図っております。

リスク管理については、システムリスク管理態勢、情報セキュリティ管理態勢、サイバーセキュリティ管理態勢の整備に注力しつつ、全社的な観点からのリスクマネジメント態勢の整備と強化に向けた検討を行ってまいります。

また、PDCAサイクル（Plan:計画、Do:運用、Check:評価、Action:改善）を活用し、各態勢の継続的な改善に努め、実効性の維持・向上を図ってまいります。

③ 顧客本位の業務運営の深化及び定着

当社が公表する「顧客本位の業務運営に関する基本原則」に基づき、顧客本位の業務運営態勢のさらなる深化及び定着を図ってまいります。その実践のため、すでに組織横断的な推進会議を設置しており、今後も当該会議体を中心として、アクション・プランに基づく各種施策の企画・立案、推進及び進捗管理を行って参ります。また、当該会議体から取締役会への提言や付議を積極的に行うことで、真にお客様の利益に適う経営態勢を整備してまいります。

④ M&A等による事業基盤拡充

事業基盤の強化と業務効率化を目的として、経営資源配分の最適化を図るべく、各事業における再編を検討してまいります。

(5) 主要な事業内容（令和2年3月31日現在）

① 金融商品取引業

金融商品取引法に基づき以下の業務を行っております。

- イ. 有価証券の売買並びに市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引
- ロ. イに掲げる売買又は取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ハ. イに掲げる売買又は取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- ニ. 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ又は代理
- ホ. 有価証券の引受け
- ヘ. 有価証券の募集又は売出し
- ト. 有価証券等管理業務
- チ. その他金融商品取引業付随業務

② 商品先物取引業

商品先物取引法に基づき以下の業務を行っております。

- イ. 商品市場及び外国商品市場における取引
- ロ. イに掲げる取引の受託
- ハ. イに掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

③ その他

- イ. 保険業法に基づく保険契約の締結の代理又は媒介業務

(6) 主要な営業所の状況（令和2年3月31日現在）

店 舗 名	所 在 地
本 社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
本 社 分 室	東京都中央区日本橋人形町一丁目6番10号
支 店	北習志野支店（千葉県船橋市）、網島支店（神奈川県横浜市港北区） 蕨支店（埼玉県蕨市）、行田支店（埼玉県行田市）、 芦屋支店（兵庫県芦屋市）津山支店（岡山県津山市）、 新潟支店（新潟県新潟市中央区）、長岡支店（新潟県長岡市）、 高田支店（新潟県上越市）

(7) 使用人の状況（令和2年3月31日現在）

従業員数（名）	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
258名	32名減	40.89歳	14.9年

（注1） 上記のほか、契約及び嘱託社員12名、歩合外務員13名が在籍しております。

（注2） 従業員が全事業年度末と比較して減少した主な要因は、社員の退職によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（令和2年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 の 種 類	借 入 金 残 高（千円）
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	2,110,139

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況（令和2年3月31日現在）

- | | | |
|------------|------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 23,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 8,993,524株 |
| ③ 株主数 | | 4名 |
| ④ 大株主 | | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
ユニコムグループホールディングス株式会社	8,100,000株	96.89%
岡 藤 ホールディングス株式会社	200,000株	2.39%
株 式 会 社 ト レ ー ド ワ ー ク ス	60,000株	0.72%

(注) 上記大株主には、自己株式（633,524株）は含まれておりません。
持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（令和2年3月31日現在）

- ① 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
- イ. 平成26年4月4日臨時株主総会決議、平成26年4月21日取締役会決議による新株予約権
- ・新株予約権の数
1,250個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 125,000株（新株予約権1個につき100株）
 - ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 75,000円（1株当たり750円）
 - ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 - i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ・新株予約権を行使することができる期間
自 平成28年5月1日 至 令和3年4月30日
 - ・新株予約権の行使の条件
 - i) 新株予約権を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。

- ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本件新株予約権の相続は認めないものとする。
 - iii) 新株予約権行使時において、当社株式が金融商品取引法に定める金融商品取引所に上場されていること。
 - iv) その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,250個	125,000株	4人
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 1. 上記のうち、取締役2名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。

ロ. 平成28年6月17日臨時株主総会決議、平成28年6月17日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
2,390個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 239,000株 (新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 80,000円 (1株当たり800円)
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 - i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
自 平成30年7月1日 至 令和5年6月30日
- ・新株予約権の行使の条件
 - i) 新株予約権を付与された者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本件新株予約権の相続は認めないものとする。

iii) 新株予約権行使時において、当社株式が金融商品取引法に定める金融商品取引所に上場されていること。

iv) その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,140個	214,000株	9人
社外取締役	50個	5,000株	1人
監査役	200個	20,000株	1人

(注) 1. 上記のうち、取締役3名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。

(注) 2. 上記のうち、監査役1名に付与している新株予約権は、監査役就任前に付与されたものです。

ハ. 平成30年2月5日臨時株主総会決議、平成30年2月28日取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

2,590個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 259,000株 (新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払い込みは要しない

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 85,000円 (1株当たり850円)

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

自 令和2年3月1日 至 令和7年2月28日

・新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権を付与された者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な事由のあるものとして取締役会が認める場合には、取締役会が定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。

ii) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本件新株予約権の相続は認めないものとする。

iii) 新株予約権行使時において、当社株式が金融商品取引法に定める金融商品取引所に上場されていること。

iv) その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,340個	234,000株	10人
社外取締役	50個	5,000株	1人
監査役	200個	20,000株	1人

(注) 1. 上記のうち、取締役4名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。

(注) 2. 上記のうち、監査役1名に付与している新株予約権は、監査役就任前に付与されたものです。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（令和2年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況等
二 家 勝 明	代表取締役会長	ユニコムグループホールディングス株式会社代表取締役会長 日本ユニコム株式会社代表取締役
二 家 英 彰	代表取締役社長	
青 山 秀 世	取締役副社長 CXリテール事業担当	
松 田 勇 次	常務取締役 コンプライアンス本部長	
石 川 好 範	常務取締役 CX営業本部長	
江 口 明	取締役 営業本部長	
平 尾 友 亮	取締役 法人部	
坂 本 智 一	取締役 管理本部長兼業務管理部長	
重 田 正 和	取締役 CX営業委本部副本部長	
荒 木 文 明	取締役 CX営業管理部	
近 藤 竜 夫	取締役 コーポレート本部長 兼経営企画部長	
中 村 吉 孝	取締役	
伊 藤 渡	取締役	
杉 本 卓 士	取締役	岡藤商事株式会社代表取締役社長
小 池 豊	常勤監査役	
松 下 素 久	監査役	松下公認会計士事務所所長
守 田 猛	監査役	

- (注) 1. 取締役中村吉孝氏及び取締役伊藤渡氏並びに取締役杉本卓士氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松下素久氏及び監査役守田猛氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松下素久氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	14名 (3)	236,800千円 (11,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	20,700千円 (11,700千円)
合 計 (うち社外役員)	17名 (5)	257,500千円 (23,100千円)

- (注) 1. 上記には令和元年5月31日開催の第74回定時株主総会終結のときを持って退任した取締役3名(うち社外取締役0名)及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月18日開催の第70回定時株主総会において、年額600,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、平成26年4月4日開催の臨時株主総会において、ストックオプション報酬額として月額25,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月18日開催の第70回定時株主総会において、年額120,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、平成26年4月4日開催の臨時株主総会において、ストックオプション報酬額として月額5,000千円以内と決議いただいております。
4. 当社は当事業年度において非上場企業であり、ストックオプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため費用計上はしておりません。従いまして、上記報酬等の額にストックオプション報酬額は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本卓士氏は、岡藤ホールディングス株式会社取締役及び岡藤商事株式会社代表取締役社長であります。当社と兼職先との間で平成30年5月21日付で岡藤ホールディングス株式会社との間で資本業務提携契約を締結いたしました。また、平成31年2月13日付で同じく岡藤ホールディングス株式会社との間で経営統合に関する基本合意を締結いたしました。

監査役松下素久氏は、松下公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
社外取締役	中村吉孝	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席しており、証券会社の経営に長年にわたり従事し、金融マーケット及び証券事業全般にわたる豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案審議に係る意見を述べるなど、適宜発言を行っております。
社外取締役	伊藤 渡	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席しており、銀行を始めとして金融業界に長年にわたり勤務し、また、株式会社金融商品取引所役員を歴任されるなど、金融マーケットへの豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案審議に係る意見を述べるなど、適宜発言を行っております。
社外取締役	杉本卓士	就任以降の全ての取締役会及び監査役会に出席しており、長年にわたり岡藤グループ各社の経営に従事され、商品開発、法人営業部門等の取締役として各種業務を遂行されており、同氏の金融マーケット及び商品先物取引に関する豊富な経験、幅広い知見、そして高い見識を生かし、議案審議に係る意見を述べるなど、適宜発言を行っております。
社外監査役	松下素久	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席しております。 取締役会においては、公認会計士及び税理士としての知見に基づき、会計及び財務並びに税務面等における専門家としての観点から意見を述べるなど、適宜発言を行っております。また、監査役会においては財務・経理について意見を述べるなど、適宜発言を行っております。
社外監査役	守田 猛	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席しております。 取締役会においては、農林水産省を始めとする官公庁に長年にわたり勤務し、また、日本商品先物取引協会役員を歴任されるなど、行政機関や自主規制法人における豊富な経験と深い見識に基づき、主として業務運営の適正性並びにコンプライアンスの観点から意見を述べるなど、適宜発言を行っております。 また、監査役会においては内部統制並びに内部監査について意見を述べるなど、適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 1. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人から、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として、財務デューデリジェンス報告業務等の提供を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）として、下記の通り整備し必要な見直しを行ってまいります。

その概要は以下の通りであります。

(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社が定める「役職員行動規範」、
「倫理コード」を倫理規範及び行動指針とし、法令諸規則並びに定款及び諸規程で定められた組織、業務分掌、職務分掌等に従い職務の執行を行う。
- ② 当社の取締役会は「コンプライアンス委員会」を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制の現状把握及び評価、諸規程及びマニュアル類の運用状況把握及び評価、法令諸規則等違反の未然防止策並びに再発防止策の検討及び立案、コンプライアンス研修等の社内研修の企画及び立案を行う。コンプライアンス委員会は取締役会に対し、その議事内容を報告するとともに、必要に応じて議案を上申する。
- ③ 監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、独立の機関として取締役及び執行役員の職務の執行を監督するとともに、取締役会の決議に基づく業務の適正を確保するための体制の構築、運用状況を監視し、検証を行う。
- ④ 内部監査部門は、社内規程に基づき、他の部門から独立した部門として会計、業務、組織及び情報システム等に関し、法令、諸規則、定款及びその他社内規程の遵守状況、業務運営の効率性と正確性、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況、リスク管理態勢等につき確認し、評価を行う。
- ⑤ 検査部門は、社内規程に基づき、他の部門から独立した部門として営業関連部門に対して、法令、諸規則、社内規程の遵守状況、業務運営状況、内部管理態勢、その他重要事項に関する検査を行う。
- ⑥ 当社及びグループ会社の不正や違反行為における内部連絡制度の必要性に鑑み、「内部通報支援センター」の活用を努め、「証券ヘルプライン社内規程」により内部通報制度の有効性を高める。
- ⑦ 当社の取締役会は「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の業務運営状況のモニタリングを行うとともに、必要に応じて職務執行に係る指示・指導を行う。
- ⑧ 当社の取締役会は「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、外部機関との緊密な連携関係のもと、反社会的勢力に対する組織的対応を図り役職員の安全を確保するとともに、反社会的勢力との取引関係を含む一切の関係を遮断し、その不当要求を拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整える。

(3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の取締役会は「リスク管理基本方針」に基づき、当社及びグループ会社に係るリスクの分類及び識別、リスクカテゴリー毎の発生頻度及び影響度を勘案した重要性の見積、各リスクの管理方法の策定を行う。
- ② 当社の取締役会はリスク管理委員会を設置し、当社及びグループ会社のリスク管理

- 体制の現状把握及び評価、諸規程及びマニュアルの運用状況把握及び評価、各リスク顕在化に対する未然防止並びに再発防止策の検討及び立案を行う。リスク管理委員会は取締役会に対し、その議事内容を報告するとともに、必要に応じて議案を上申する。
- ③ 当社の取締役会は「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社に係る承認事項及び報告事項を明確化し、リスク管理状況及びリスク顕在化の有無を適時適確に把握する。
- (4) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役会は、月1回以上適宜開催され、経営の方針並びに重要事項について迅速な意思決定を行う。
- ② 当社の取締役会は、定款及び社内規程に基づき各取締役の職務分掌を定め、その権限及び責任の所在を明確にする。
- ③ 当社の取締役会は、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を効率的に確立するため、その諮問機関として「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」を設置する。
- ④ 当社の取締役会は、中期事業計画及び年度予算を策定し、各営業部門の月次報告及び月次予算実績管理並びにグループ会社の月次報告により、その進捗を適宜適切に把握する。
- ⑤ 当社の取締役会は「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社に係る承認事項及び報告事項を明確化し、グループ会社所管部門とグループ会社との連絡並びに連携を円滑に行う。
- (5) 当社並びに親会社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及びグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社の役員と親会社及びその子会社の役員が兼務関係にある場合においては、当社の取締役会は、利益相反取引に留意し、独立性確保を重視した職務執行体制を構築する。
- ② 当社の取締役会は「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社所管部門を通じて、当社経営方針及び経営戦略の周知徹底、業務運営状況のモニタリング、職務執行に係る指示・指導を行う。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社が定める「内部監査規程」に基づきグループ会社の内部監査を行う。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役から独立性に関する事項
- 監査役は、使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役及び所属長の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人に関し、当該使用人が他部署を兼務する場合におい

ても、監査役の指揮命令を優先し、それに従う旨を周知徹底するものとする。

- (8) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者・報告受領者・報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

- (9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をした者に関し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることのないよう周知徹底するものとする。

- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用又は償還の手續等に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いもしくは償還等の請求をした場合、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席することが出来るほか、稟議書等の業務執行に関する書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることが出来る。

また、監査部門は内部監査結果を監査役に報告するほか、監査役による監査の実効性確保に全面的に協力するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の内部統制の体制整備に基づいて、内部統制の適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりです。

- (1) 定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を6回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規程に定められた重要事項について確認・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行いました。取締役会は適時に開催され、経営の方針及び重要事項について迅速な意思決定が行われております。
- (2) 「稟議規程」、「文書管理規程」に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に係る文書及びデータを時系列に保存しました。
- (3) コンプライアンス委員会やリスク管理委員会等を毎月開催し、内部通報内容等の重点確認事項や当社及び子会社の主要なリスクについて、主管部署及び子会社から定期的に報告を受け、その管理状況を確認しました。
- (4) 監査役を補助する使用人を監査役の要請に基づき選任し、監査役は選任された使用人に対して監査業務に必要な事項の命令を適宜行い、選任された使用人はその命令を優先して実行しております。また、監査役会は、代表取締役、会計監査人及び検査部との会合を定期的実施すると共に常勤監査役はコンプライアンス委員会やリスク管理委員会等の重要な会議に出席しております。各監査役は稟議書等の業務執行に関する書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求め、適切な監査業務を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、安定した配当を継続的に行っていくことを基本方針としております。内部留保につきましては、長期的な展望に基づき、財務基盤の強化や成長分野への資金配分など、企業価値を高めるための投資に有効活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るために、適切に実施してまいります。

当期の剰余金の配当につきましては、業績などを総合的に勘案し、取締役会決議により1株当たり配当金として15円とさせていただきます。

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	33,999,623	流 動 負 債	28,880,079
現 金 ・ 預 金	2,478,137	信用取引負債	2,199,738
預 託 金	12,290,000	信用取引借入金	2,110,139
トレーディング商品	24,301	信用取引貸証券受入金	89,598
商品有価証券等	23,854	預 り 金	10,867,140
デリバティブ取引	447	受 入 保 証 金	1,515,889
商 品	41,560	預 り 証 拠 金	12,011,331
約 定 見 返 勘 定	6,358	預り証拠金代用有価証券	534,314
信用取引資産	2,680,752	委託者先物取引差金	850,650
信用取引貸付金	2,624,614	前 受 収 益	10,753
信用取引借証券担保金	56,137	未 払 金	704,824
募集等払込金	1,509,613	未 払 費 用	5,635
短期差入保証金	13,864,701	未 払 法 人 税 等	115,785
前 払 費 用	64,958	賞 与 引 当 金	30,000
保管有価証券	534,314	ポ イ ン ト 引 当 金	33,842
その他の流動資産	522,595	その他の流動負債	173
貸倒引当金	△17,670	固 定 負 債	1,004,432
固 定 資 産	5,213,820	繰 延 税 金 負 債	961,650
有 形 固 定 資 産	217,834	その他の固定負債	42,782
建 物	99,379	特 別 法 上 の 準 備 金	253,377
器 具 備 品	117,858	金融商品取引責任準備金	152,532
土 地	596	商品取引責任準備金	100,845
無 形 固 定 資 産	540,278	負 債 合 計	30,137,889
の れ ん	158,307	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	2,280	株 主 資 本	6,804,739
ソ フ ト ウ ェ ア	363,605	資 本 金	1,500,000
そ の 他	16,086	資 本 剰 余 金	1,543,184
投 資 そ の 他 の 資 産	4,455,706	資 本 準 備 金	14,020
投 資 有 価 証 券	3,416,456	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,529,163
関 係 会 社 株 式	450,037	利 益 剰 余 金	4,063,135
出 資 金	16,204	利 益 準 備 金	487,859
長 期 前 払 費 用	17,340	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,575,276
そ の 他	790,168	別 途 積 立 金	1,444,947
貸倒引当金	△234,500	繰 越 利 益 剰 余 金	2,130,328
資 産 合 計	39,213,444	自 己 株 式	△ 301,580
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,270,814
		その他有価証券評価差額金	2,270,814
		純 資 産 合 計	9,075,554
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,213,444

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		5,523,717
受 入 手 数 料	1,727,771	
受 取 手 数 料	3,119,244	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	590,064	
金 融 収 益	86,638	
金 融 費 用		64,526
純 営 業 収 益		5,459,191
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		5,219,118
営 業 利 益		240,072
営 業 外 収 益		149,102
受 取 配 当 金	121,556	
そ の 他	27,545	
営 業 外 費 用		62
そ の 他	62	
経 常 利 益		389,112
特 別 利 益		43,628
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31,460	
商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	11,904	
固 定 資 産 売 却 益	263	
特 別 損 失		139,975
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	41,578	
固 定 資 産 除 却 損	50,745	
支 店 移 転 費 用	7,323	
特 別 退 職 金	40,328	
税 引 前 当 期 純 利 益		292,766
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	127,694	
法 人 税 等 調 整 額	△23,212	10,482
当 期 純 利 益		188,283

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,500,000	14,020	1,529,163	1,543,184	487,859	1,444,947	1,992,204	3,925,012
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△50,160	△50,160
当 期 純 利 益							188,283	188,283
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	138,123	138,123
当 期 末 残 高	1,500,000	14,020	1,529,163	1,543,184	487,859	1,444,947	2,130,328	4,063,135

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△301,580	6,666,616	2,416,520	2,416,520	9,083,136
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△50,160			△50,160
当 期 純 利 益		188,283			188,283
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△145,705	△145,705	△145,705
当 期 変 動 額 合 計	-	138,123	△145,705	△145,705	△7,581
当 期 末 残 高	△301,580	6,804,739	2,270,814	2,270,814	9,075,554

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定のほか、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。また、商品先物取引業固有の事項につきましては日本商品先物取引協会が定めた「商品先物取引業経理統一基準」（平成5年3月3日付社団法人日本商品取引員協会理事会決定）に準拠して作成しております。

なお、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) トレーディングの目的と範囲

トレーディングは顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと自己の計算に基づき利益を確保すること及び損失を減少させることを目的としております。

取り扱う商品は、有価証券等の取引及びデリバティブ取引であります。

(2) トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。また、金融商品取引法上の有価証券とみなされる投資事業組合への出資は、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を当事業年度の損益として計上し、組合等の保有する有価証券の評価差額のうち持分相当額を全部純資産直入法により処理しております。

保管有価証券

商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券 額面金額の85%

株券（一部上場銘柄） 時価の70%相当額

倉荷証券 時価の70%相当額

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(4) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。）。

(5) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、償却期間は法人税法上の耐用年数（2年～50年）によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、償却年数は次のとおりであります。

のれん	5年～10年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(6) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担見込額を計上しております。

ポイント引当金

委託者に付与されたポイントの利用による費用発生に備えるため、将来利用すると見込まれる額を計上しております。

(7) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を積み立てております。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同施行規則第111条に定める額を積み立てております。

(8) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜き方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としております。

2 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 451,493千円

(2) 担保に供している資産

投資有価証券を日本証券クリアリング機構の当初証拠金として1,048,101千円、清算基金として818,605千円、信託金として15,248千円、取引参加者保証金として55,274千円、東京金融取引所の証拠金取引清算預託金として747,342千円、日本商品清算機構の清算預託金として689,972千円差し入れております。また、信用取引の自己融資見返り株券を、日本証券クリアリング機構の当初証拠金として322,668千円差し入れております。

(3) 差入れている有価証券等の時価額

信用取引貸証券	91,751千円
信用取引借入金の本担保証券	2,048,655千円
差入保証金の代用有価証券	1,624,000千円

(4) 差入を受けている有価証券等の時価額

信用取引借証券	52,902千円
信用取引貸付金の本担保証券	2,101,334千円
受入保証金の代用有価証券	2,956,455千円

(5) 預託資産の時価額

取引証拠金の代用として保管有価証券534,314千円を日本商品清算機構に預託しております。

(6) 分離保管資産

商品先物取引法第210条の規定に基づき日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額はありません。

商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく日本商品委託者保護基金との代位弁済委託契約における代位弁済限度額は100,000千円であります。

(7) 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5
商品取引責任準備金 商品先物取引法第221条

(8) 関係会社に対する金銭債権・債務

長期金銭債権	101,126千円
--------	-----------

3 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業収益	28千円
販売費・一般管理費	294,467千円

4 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	8,993,524		—		—	8,993,524

(2) 配当に関する事項

配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和元年5月22日 取締役会	普通株式	50,160千円	6円	平成31年3月31日	令和元年6月3日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

令和2年5月26日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 125,400千円
- ② 1株当たり配当額 15円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月1日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当事業年度末自己株式数

普通株式 633,524株

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 968,900株

5 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金繰入超過額	77,214千円
金融商品取引責任準備金	46,705千円
商品取引責任準備金	30,878千円
未払金	33,426千円
賞与引当金	9,186千円
ポイント引当金	10,362千円
その他	14,464千円
繰延税金資産小計	222,238千円
評価性引当額	△181,692千円
繰延税金資産合計	40,545千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	1,002,195千円
繰延税金負債合計	1,002,195千円
繰延税金負債の純額	961,650千円

6 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の主たる事業は、有価証券の売買、その取次ぎ、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等を主とする第一種金融商品取引業及び商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理等を主とする商品先物取引業であります。これらの事業を行うため、自己資金の他、必要な資金調達については金融機関からの借り入れによっております。

資金運用については、短期の預金及びトレーディング業務を行っております。

デリバティブ取引等については、ポジション限度額を設けており、社内規程等により運用基準を設定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は、現金・預金、預託金、トレーディング商品、信用取引資産、短期差入保証金、保管有価証券、投資有価証券や委託者先物取引差金があります。

現金・預金は運転資金であり、現金は紛失・盗難リスクに、預金は預入先の信用リスク等に晒されております。

預託金は、顧客からの預り金及び受入保証金を法令に基づき信用力の高い外部金融機関に信託している顧客分別金信託であります。

トレーディング商品は主に国内株式、国外の債券及び当該債券の為替ヘッジを目的とした外国為替証拠金取引であり、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク等に晒されております。

信用取引貸付金は顧客の資金運用ニーズに対応するための短期の貸付金であり、顧客の契約不履行による信用リスクに晒されております。信用取引借入金を信用取引貸付金に充当する資金調達手段として利用しており、運転資金に余裕がある場合等には自己融資を実施しております。

短期差入保証金及び保管有価証券については委託者から受け入れた現金（預り証拠金）及び有価証券（預り証拠金代用有価証券）を日本商品清算機構へ差し入れております。

投資有価証券は株式及び投資事業組合への出資持分であります。これらは政策投資目的で保有しており、それぞれの発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

委託者先物取引差金は委託者の未決済建玉に関する約定代金と期末時価との差損益金の純額であ

ります。

③ 金融商品に係るリスク管理

(イ) 信用リスクの管理

預金等の信用リスクについては、普通預金を決済性預金にするほか、大手都市銀行等の信用力の高い金融機関に預け入れることとしております。信用取引貸付金の与信管理については、社内規程等に開始基準を定め、また市場変動による担保不足額等を日々モニタリングする管理体制をとっております。トレーディング商品及び投資有価証券の発行体の信用リスクについては、本社管理部門が当該発行体の信用情報の把握を定期的に行っております。

(ロ) 市場リスクの管理

トレーディング商品については、保有額を取締役会又は稟議にて決定した保有限度額の範囲内にとどめ、またデリバティブ取引によって為替変動リスクをヘッジすることにより、本社管理部門が管理しております。投資有価証券のうち時価のあるものについては、価格を日々モニタリングし、その運用について取締役会又は稟議にて慎重に判断しております。

上記の他、本社管理部門において市場リスクを日々計測し、取締役等に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金・預金	2,478,137	2,478,137	—
(2) 預託金	12,290,000	12,290,000	—
(3) トレーディング商品	24,301	24,301	—
商品有価証券等	23,854	23,854	
デリバティブ取引	447	447	
(4) 信用取引資産	2,680,752	2,680,752	—
信用取引貸付金	2,624,614	2,624,614	—
信用取引借証券担保金	56,137	56,137	—
(5) 募集等払込金	1,509,613	1,509,613	—
(6) 短期差入保証金	13,864,701	13,864,701	—
(7) 保管有価証券	534,314	741,557	207,242
(8) 投資有価証券	3,311,132	3,311,132	—
(9) 関係会社株式	360,000	244,000	△116,000
資産計	37,052,953	37,144,195	91,242
(1) 信用取引負債	2,199,738	2,199,738	—
信用取引借入金	2,110,139	2,110,139	—
信用取引貸証券受入金	89,598	89,598	—
(2) 預り金	10,867,140	10,867,140	—
(3) 受入保証金	1,515,889	1,515,889	—
(4) 預り証拠金	12,011,331	12,011,331	—
(5) 預り証拠金代用有価証券	534,314	741,557	207,242
(6) 委託者先物取引差金	850,650	850,650	—
負債計	27,979,065	28,186,308	207,242

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(5) 募集等払込金、(6) 短期差入保証金

これらの時価については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) トレーディング商品

株式及びデリバティブ取引の時価は、取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は金融機関等が提示している価格によっております。

(4) 信用取引資産

これらの時価については、6ヶ月以内の短期であり時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 保管有価証券、(8) 投資有価証券、(9) 関係会社株式

これらの時価については、株式は取引所の価格に、倉荷証券は商品取引所の清算値にそれぞれによっております。

負債

(1) 信用取引負債

これらの時価については、6ヶ月以内の短期であり時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預り金、(3) 受入保証金、(4) 預り証拠金、(6) 委託者先物取引差金

これらの時価については、帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 預り証拠金代用有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格に、倉荷証券は商品取引所の清算値にそれぞれによっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
投資有価証券	
非上場株式	105,000
投資事業有限責任組合	323
関係会社株式	
非上場株式	90,037
合 計	195,361

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,478,137	—	—	—
預託金	12,290,000	—	—	—
信用取引貸付金	2,624,614	—	—	—
信用取引借証券担保金	56,137	—	—	—
募集等払込金	1,509,613	—	—	—
合 計	18,958,503	—	—	—

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
信用取引借入金	2,110,139	—
信用取引貸証券受入金	89,598	—
委託者先物取引差金	850,650	—
合計	3,050,388	—

7 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称 (住所)	議決権の(被) 所有割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	事業年度末 残高(千円)
親会社	ユニコムグループ ホールディングス 株 (東京都中央区)	(被所有) 直接 96.89	不動産の 賃借	不動産の賃 借等	197,360	前払費用	16,033
						長期差入 保証金	101,126

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、事業年度末残高には消費税等が含まれております。
2. 不動産の賃借料等については近隣の取引価格を参考にし、同等の価格によっております。

8 一株当たり情報に関する注記

- (1) 一株当たり純資産額 1,085円59銭
- (2) 一株当たり当期純利益 22円52銭

9 重要な後発事象

株式交換による経営統合について

当社は、令和2年5月15日開催の取締役会において、岡藤ホールディングス株式会社（以下、「岡藤HD」）と株式交換による経営統合（以下、「本経営統合」）を行うことを決議し、その旨の経営統合契約（以下、「本経営統合契約」）を締結いたしました。

また、同日付で本経営統合契約に基づき、当社を株式交換完全子会社、岡藤HDを株式交換完全親会社とする株式交換契約（以下、「本株式交換」）を締結しております。

(1) 株式交換による本経営統合の目的

当社及び岡藤HDは、平成30年5月21日付で「資本業務提携契約」を締結し、当社から岡藤HDへの出資を行うとともに、法人事業を中心とした協業を進める中で、収益基盤のさらなる拡充及び業務効率化のより一層の向上のためには、より密度の高い連携が必要であるとの考えに至り、平成31年2月13日付で両社の経営統合を目的とした「経営統合に関する基本合意書」を締結いたしました。

その後、両社間で経営統合の方法、時期等について協議を重ねた結果、両社を取り巻く経済情勢やマーケット環境、事業に係る許認可の継続、そして顧客・取引先等との関係維持などの観点に鑑み、両社の法人格を維持しつつ経営統合を可能とする株式交換の方法による経営統合を行う事で合意に至った次第です。

(2) 本株式交換の要旨

①本株式交換完全親会社の概要（令和2年3月31日現在）

商 号	岡藤ホールディングス株式会社
設 立 年 月 日	平成17年4月1日
所 在 地	東京都中央区新川二丁目12番16号
代 表 者 名	代表取締役社長 小崎 隆司
事 業 内 容	傘下グループ会社の経営管理およびそれに付帯する業務
資 本 金	3,507百万円

②本株式交換の日程

株式交換契約承認取締役会決議日（両社）	令和2年5月15日
契約締結日（両社）	令和2年5月15日
株式交換承認株主総会（当社）	令和2年6月19日（予定）
株式交換承認株主総会（岡藤HD）	令和2年6月26日（予定）
株式交換実施予定日（効力発生日）	令和2年10月1日（予定）

本株式交換の日程は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社間で協議及び合意の上、変更されることがあります。

③本株式交換の方式

当社を株式交換完全子会社、岡藤HDを株式交換完全親会社とする株式交換です。本株式交換契約は、令和2年6月19日開催予定の当社定時株主総会の決議、並びに令和2年6月26日開催予定の岡藤HD定時株主総会による本株式交換契約の承認を得た上で行われる予定です。

④本株式交換に係る割当の内容

会社名	岡藤HD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	5.65
本株式交換により交付する株式	普通株式：46,104,000株（予定）	

株式の割当比率

当社普通株式1株に対して、岡藤HDの普通株式5.65株を割当交付いたします。ただし、岡藤HDが保有する当社の普通株式200,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

独立監査人の監査報告書

令和2年5月19日

日産証券株式会社
取締役会御中

監査法人A&Aパートナーズ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加賀美 弘 明 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	永利 浩 史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産証券株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は令和2年5月15日開催の取締役会において、岡藤ホールディングス株式会社と株式交換による経営統合を行うことを決議し、同日付で経営統合契約及び当該経営統合契約に基づき、会社を株式交換完全子会社、岡藤ホールディングス株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人 A&A パートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

日産証券株式会社 監査役会

常勤監査役 小池 豊 ⑩

監査役 (社外監査役) 松下 素久 ⑩

監査役 (社外監査役) 守田 猛 ⑩